

【「簡単にお金が増える」に潜む罠！誘導された借金で多重債務に】

【相談】

ネット広告をきっかけに知った業者からアフィリエイト（成果報酬型広告）で稼ぐためのサポート契約を電話で勧誘された。契約には高額なサポート費用が必要で貸金業者から借りるように指示され、消費者金融業者3社から合計150万円を借りた。

高額な契約なのでクーリング・オフしたい。

【アドバイス】

事業者が電話を用いて勧誘を行い、契約を締結させる行為は特定商取引法の「電話勧誘販売」に該当します。そのため、法律で定められた書面を受け取った日から8日以内であれば、書面かメールなどの電磁的記録により、無条件で契約を解除するクーリング・オフが可能です。この相談事案は迅速にメールで通知を送付できたため、無事に解約に至り、借り入れた金銭も返済することができました。

近年、「スマホで簡単に稼げる」「元手ゼロから始められる」などと甘い言葉で誘い、高額なサポート契約やコンサルティング料を要求する副業・投資トラブルが急増しています。業者は「すぐに稼いで返済できるから大丈夫」などと言葉巧みに貸金業者からの借入を促し、なかには画面共有アプリ等を使って借入操作を誘導・指示し、借金をさせてきます。しかし、これらの副業・投資は実体がないものがほとんどで、実際に収益を上げることはほぼ不可能です。

さらに重大な点として、業者にそそのかされて借り入れたお金であっても、返済義務は原則として契約者本人に課せられるということ、また簡単にクーリング・オフに応じる業者も少ないということです。そのため、解約や返金が遅れると、利益が出ないまま多額の借金だけが手元に残るという極めて深刻な事態に陥ってしまいます。

「簡単」で「高収入」といったリスクのないもうけ話は存在しません。少しでも不審に思ったら絶対に契約せず、一人で抱え込まないで最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

消費者ホットライン ☎局番なしの188（泣き寝入りはいやや！）

・・・お近くの消費生活センター等につながります。

👉 **アフィリエイト**とは、ホームページやブログに商品やサービスの広告記事を掲載して収入を得る仕組みの一種です。広告記事を見た人が、所定の条件でその商品やサービスを購入し売り上げがあると、その一部が収入になります。

👉 **クーリング・オフ制度**とは訪問販売や電話勧誘販売などで、契約してしまった後でも一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

